

I 農業經營基盤強化促進事業

1 農業経営基盤強化促進法

(1) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）

この法律は、平成 4 年 6 月に公表された「新しい食料・農業・農村政策の方向」（新政策）を受け、地域における農業構造及び農業経営の目標を明確化し、その目標の実現に向けた農業構造・経営対策の施策の基本となる法律として制定されました。これは、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するための措置を総合的に講じ、農業の健全な発展に寄与する」ことを目的としており、それぞれの関係機関・団体の連携を強化し、農地流動化等により農業構造の改善を強力に推進しようとするものです。

○法制定等の主な経過

年次	経過の概要
昭和 55 年 5 月	○農用地利用増進法の制定 ・農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年制定、以下「農振法」という。)の一部改正により、昭和 50 年に設けられた農用地利用増進事業を農振法から分離し、拡充されました。
平成 4 年 6 月	○「新しい食料・農業・農村政策の報告（新政策）」 ・この中で、今後の農業構造・経営対策の基本的な方向として「主たる農業者の年間労働時間は他産業並みの水準とし、また、主たる従事者一人あたりの生涯所得も地域の他産業従事者と比べ遜色ない水準を実現できる経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が農業の太宗を担う農業構造を確立していくことが示されました。
平成 5 年 6 月	○農業経営基盤強化促進法の制定 ・農用地利用増進法の一部改正により法律の名称も改められました。
平成 7 年 4 月	○農業経営基盤強化促進法の一部改正 ・農地保有合理化法人に対する支援の強化 ・農地保有合理化法人による買入協議制度の創設
平成 15 年 9 月	○農業経営基盤強化促進法の一部改正 ・農業生産法人による多様な経営展開を可能とするための措置 （認定農業者たる農業生産法人の構成員要件について特例措置） ・農作業受託組織による農用地の利用集積 （特定農業団体制度の創設） ・遊休農地の解消及び利用集積を促進するための措置 （特定遊休農地制度の創設）
平成 17 年 9 月	○農業経営基盤強化促進法の一部改正 ・農地保有合理化事業の拡充 （農地の仲介機能の強化：金銭出資、貸付信託） ・農用地利用改善事業の充実 （認定農業者に対する農用地の利用集積の目標の明確化等、農用地利用規程の内容拡充） ・体系的な遊休農地対策の整備 （県基本方針及び市町村基本構想への遊休農地対策の位置付け、遊休農地の農業上の利用の増進を図るための裁定による特定利用権の設定に関する制度の創設） ・特定法人貸付事業の創設 （構造改革特区制度の全国展開として、遊休農地等が相当程度存在する区域において、市町村等が農業生産法人以外の法人に農用地を貸し付ける事業）

<p>平成 21 年 6 月 平成 21 年 12 月</p>	<p>「農地法等の一部を改正する法律」が 6 月 24 日公布。 「農地法等の一部を改正する法律」が 12 月 15 日施行。</p> <p>1 農地法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法の目的等の見直し 「農地は耕作者自らが所有することを最も適当とする」→「農地の効率的な利用を促進する。」考え方に改めた。 ・農地を利用する者の確保・拡大 ・農地の面的集積の促進 ・遊休農地対策の強化 ・農地転用の厳格化 ・農用地区域内農地の確保 <p>2 農業経営基盤強化の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用集積円滑化事業の創設 ・農用地利用集積計画の策定の円滑化 (複数の者により共有されている農地について、5 年を超えない利用権の設定を内容とする農用地利用集積計画を策定する場合には、共有者全員の同意ではなく共有持分の 2 分の 1 を超える同意でよいこととする。) ・特定農業法人の範囲の拡大 (関係者の合意に基づき、担い手がいない地域における農地の引き受け手として位置づけられる特定農業法人の範囲について、農地の貸借の規制の見直しに伴い、農業生産法人以外の法人にも拡大する。) ・特定法人貸付事業の廃止
-------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び基本構想

県及び市町村は、農業団体や農業者の意見を聴きながら、地域の特性を考慮して、地域農業の将来展望と目標とすべき魅力ある経営体を目指し経営改善を図ろうとする者への支援措置のあり方等についての総合的な計画として、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）」を策定しています。

① 基本方針（法第 5 条）

県は、県の区域又は自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して県の区域を分けて定める地域ごとに、地域の特性に即し、以下の事項について定めています。

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向
- ・効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
- ・効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積に関する目標
- ・効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項
 - イ 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項
 - ロ 都道府県の区域を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項
 - ハ 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

基本方針は、市町村が基本構想を作成する際の基本となるものであり、都道府県知事が基本構想を同意するに当たっての基本にもなっています。なお、基本方針は、将来の地域の農業のあるべき姿を見通したものとし、かつ地域農業をめぐる状況を的確に反映するものとする必要があるため、概ね 5 年ごとに 10 年間を見通して定めることになっています。

※ 宮城県基本方針は平成 22 年 3 月 12 日に公告しました。

(基盤強化の一部改正により、改正農地法施行(平成 21 年 12 月 15 日の三月以内に県は基本方針を公告するものと規定。)

② 基本構想 (法第 6 条)

市町村で定める基本構想は、基本方針を参照しつつ、当該市町村の地域の実情を踏まえながらその特性に即し、以下の事項について定めています。

- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- ・ 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
- ・ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
- 【追加】 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標に「その他農用地の利用関係の改善に関する事項」を追加
- ・ 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 (利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業の実施を促進する事業、農用地利用改善事業の実施区域の基準、委託を受けて行う農作業の実施の促進、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進に関する事項等)
- ・ 遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項
- ・ 農地利用集積円滑化事業に関する事項
 - ① 市町村の区域の全部又は一部を事業実施区域として農用地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項
 - ② 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

※ これら事項について、基本方針で定める期間につき定めることとされており、基本方針と同様におおむね 5 年ごとに 10 年間を見通して定めるものです。

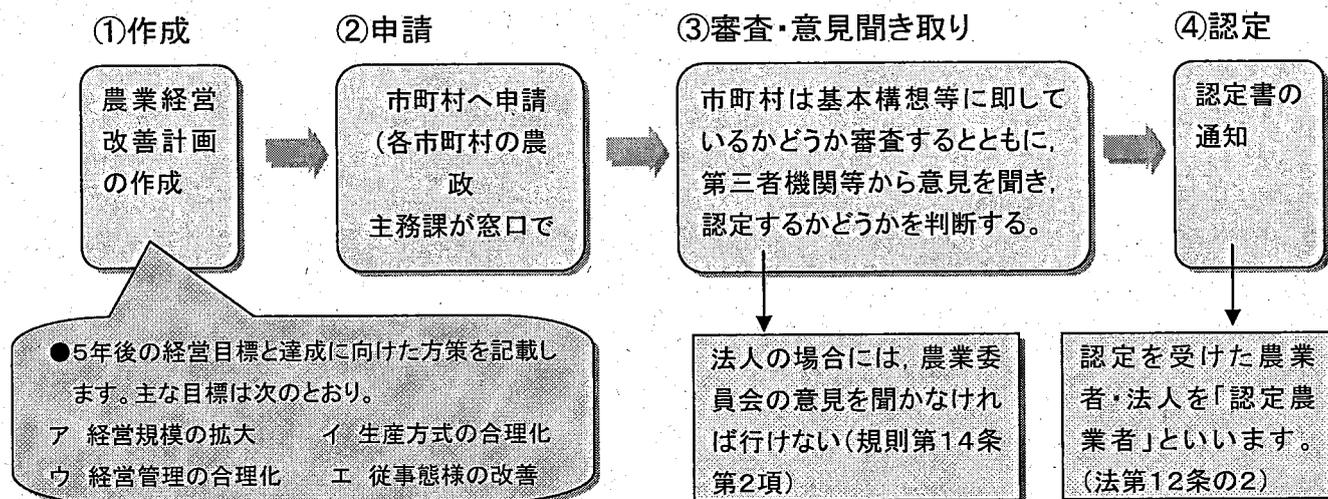
※ 県の基本方針を受け、市町村基本構想は平成 22 年 6 月 11 日までに公告することとなりました。(基盤強化の一部改正により、改正農地法施行(平成 21 年 12 月 15 日の三月以内に県は基本方針を公告し、市町村は基本構想を基本方針公布の 3 月以内に公告するものと規定。)

(3) 農業経営改善計画の認定制度 (法第 12 条) - 認定農業者制度 -

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を実現するため、平成 5 年の農業経営基盤強化促進法への改正により、旧農用地利用増進法の農業経営規模拡大計画を拡充し、農業者が作成する農業経営の規模拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善など農業経営の改善を図るための計画(農業経営改善計画)を市町村の基本構想に照らして市町村が認定する制度です。

基本構想で策定している農業経営や農業構造の目標を単なる構想に終わらせないためには、認定農業者を地域農業の担い手として明確に位置づけるとともに、地域内の話し合いを尊重しながら土地持ち非農家、小規模な副業的・自給的農家、高齢農家、生産組織などと、地域に根ざした役割分担を果たしていく必要があります。

【図 農業経営改善計画認定のながれ】



① 認定の対象 (法第12条第2)

認定農業者制度は、プロの農業経営者として頑張っていこうという農業者を幅広く育成していくためのものです。従って、農業を職業として選択していこうとする意欲のある人であれば、性別、専業兼業の別、経営規模の大小、営農類型、組織形態などを問わず認定の対象となります。

③ 農業経営改善計画の内容 (法第12条第2)

次の内容を盛り込むことになります。

- ア 農業経営の現状
- イ 概ね5年後を目指した農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に関する目標
- ウ その目標を達成するためにとるべき措置

③ 農業経営改善計画の認定要件 (法第12条第4)

その計画が、次の3つの要件を満たす場合に認定を行うこととなります。認定された計画の有効期間は5年間となっています。

- ア 市町村の基本構想に照らして適切なものであること。
(計画に記載された規模の拡大に関する目標、生産方式・経営管理の合理化の目標、農業従事の態様等の改善目標を基本構想に定める「効率的かつ安定的な農業経営の指標」に照らして判断します。)
- イ 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること。
(計画の内容が農地利用の集積や農作業の効率化に配慮しているかどうかなどを判断します。)
- ウ 達成される見込みが確実であること。
(経営改善の目標について、経営の現状を踏まえた経営規模や生産方式の改善内容の整合性、労働力調達の実現性などの観点から、計画達成実現性を総合的に判断します。)

なお、農業経営改善計画の期間(5年)を満了しても、これまでの経営改善の実践結果を踏まえた新たな農業経営改善計画を作成し、再度、市町村の認定を受けることができます。また、農業経営改善計画が認定要件に該当しないものと認められるに至った場合や認定農業者が農業経営改善計画に従って農業経営改善の改善を図っていないと認められるとき、市町村はその認定を取り消すことができるとされています。

④ 農業経営改善計画の認定の取消 (法第12条の2第2)

農業経営改善計画が認定要件に該当しないものと認められるに至った場合や認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるとき、市町村

はその認定を取り消すことができるとされています。

認定の取消に当たっては、十分に事実確認を行うとともに、透明性を確保する観点から、第三者機関の意見も聴取した上で措置することが望ましいとされています。

なお、認定の取消は、行政手続法（平成5年法律第88号）の不利益処分に該当し、同法第3章の規定の適用を受けることに留意する必要があります。

⑤ 農業経営改善計画の認定の共同申請

平成15年6月に認定農業者制度の運用が改善され、以下の3つの要件がすべて確認できる場合には、複数による農業経営改善計画の認定の共同申請を認めることとなりました。

ア 農業経営改善計画の認定申請を行う名義人が、すべて、同一の世帯に属する者であること。

（農地法第2条第6項に規定する世帯員をいう）

イ 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該名義人のすべてに帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について当該名義人すべての合意により決定することが明確化されていること。

ウ 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

⑥ 農業生産法人による多様な経営展開を図るための措置（農地法第2条第3項）

平成15年9月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農業生産法人への多様な経営展開（分社化、のれん分け、共同法人の設立、加工・販売部門への進出等）がより容易となるよう、認定農業者たる農業生産法人の構成員要件（※）について認定期間（5年）に限り、関連事業者等が行う出資について議決権制限が緩和（農業内部の場合は基本的に制限なし、農外からの出資については1/2未満）され、農地法の特例として扱われます。さらに農地法改正により、議決権農地提供者、常時従事者、地方公共団体、農業協同組合、農地保有合理化法人以外の構成員の1構成員の議決権の要件であった1/10以下は廃止になりました。また、特例が追加されました。

※農地提供者、常時従事者、地方公共団体、農業協同組合、農地保有合理化法人以外の構成員の議決権は、総議決権の1/4以下、（1構成員では1/10以下の要件廃止）

（特例の追加）

農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者（農商工等連携事業者等）が構成員である場合には議決権の合計の上限は2分1未満であり、かつ、一定の関連事業者以外の関連事業者の議決権の合計は4分の1以下。

なお、農事組合法人は、農業協同組合法上、組合員が出資の額に関係なく1人1票の議決権を有しており、農地法による議決権の割合についての制限は課されていません。よって、農事組合法人については特例措置の対象とはなっていません。

⑦ 農業経営改善計画の認定を受けた場合の支援措置

ア 農業委員会による農用地の利用の集積の支援

イ 農業経営基盤強化資金（スーパーL）、農業経営改善促進資金（スーパーS）、農業近代化資金（認定農業者に係る特例）等の金融支援

ウ 農業生産基盤・機械施設整備の支援

《主な補助事業等》

・経営体育成支援事業（融資機関から融資を決定された場合の融資主体型補助30%以内、新規就農者補助1/2補助上限有り）

エ 水田畑作経営所得安定対策への加入

オ 農業経営基盤強化準備金（H19新設：交付金等を準備金として積み立てた場合、その積立額を個人は必要経費算入、法人は損金算入できます。→詳細は次項参照）

カ 農業者年金保険料の助成（特例保険料の適用と保険料の助成）

キ 経営改善に関する相談・研修等の実施、各種情報提供等

担い手に対する新たな税制特例 (農業経営基盤強化準備金の創設)

- 交付金等※₁を準備金※₂として積み立てた場合、その積立額を個人は必要経費算入、法人は損金算入できます。
- さらに、5年以内に当該準備金を取り崩して、農用地や農業用機械・施設等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳※₃ができます。

注： 交付金等を受領する人で、税制特例を受けようと思う担い手の方は、次のような税務上の手続が必要となります。

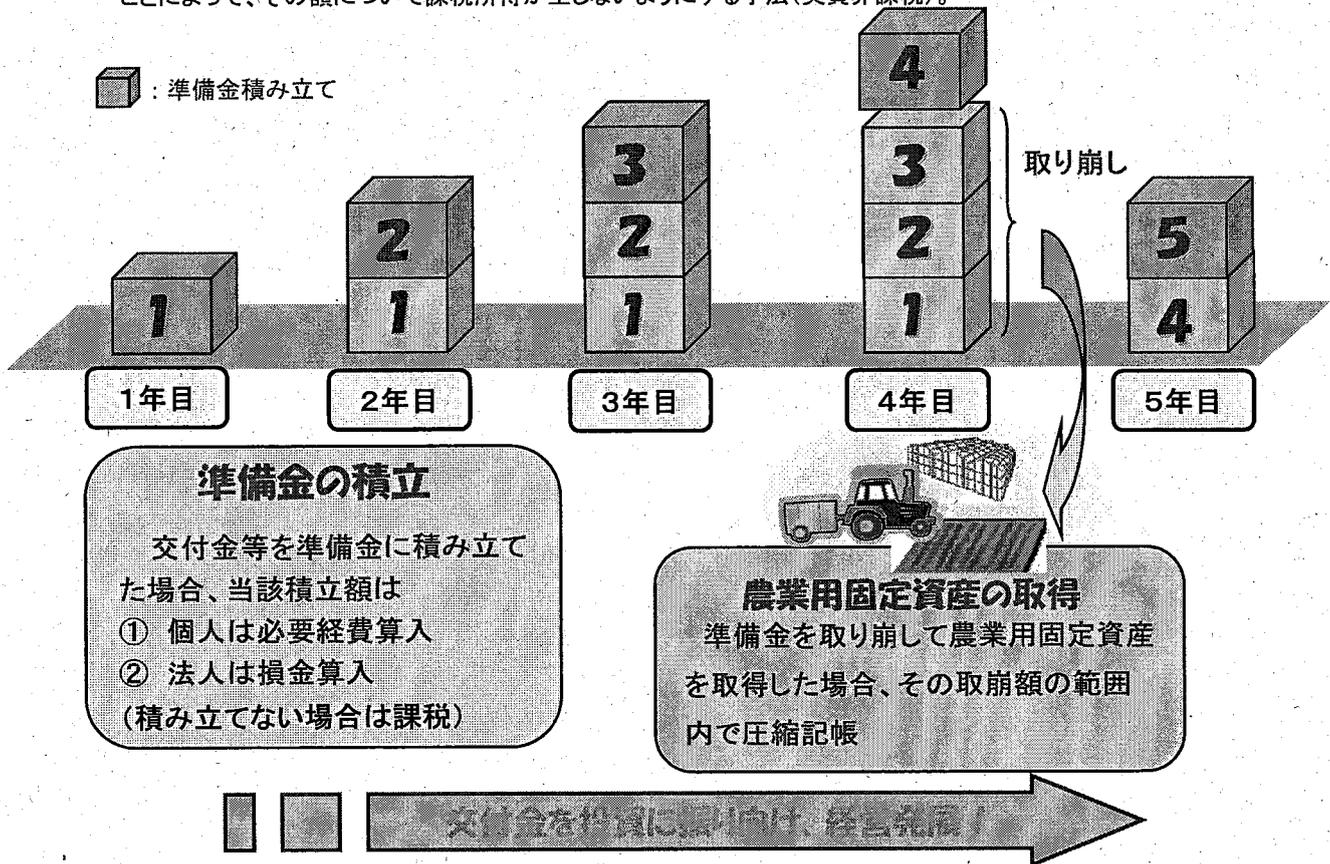
24年の確定申告(23年分の所得)は青色申告で行うことが必要です。このため、23年3月15日までに「青色申告承認申請書」を最寄りの税務署に提出する必要があります。その際、所定の帳簿で記帳する必要があります。

※ 詳しくは最寄りの税務署にご確認ください。

※₁ 水田経営所得安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)の導入に伴う交付金等。

※₂ 準備金とは、将来見込まれる多額の支出や損失に備えて積み立てる金額。

※₃ 圧縮記帳とは、取得資産について一定額まで帳簿価額を圧縮し、その圧縮額を必要経費(損金)に算入することによって、その額について課税所得が生じないようにする手法(実質非課税)。

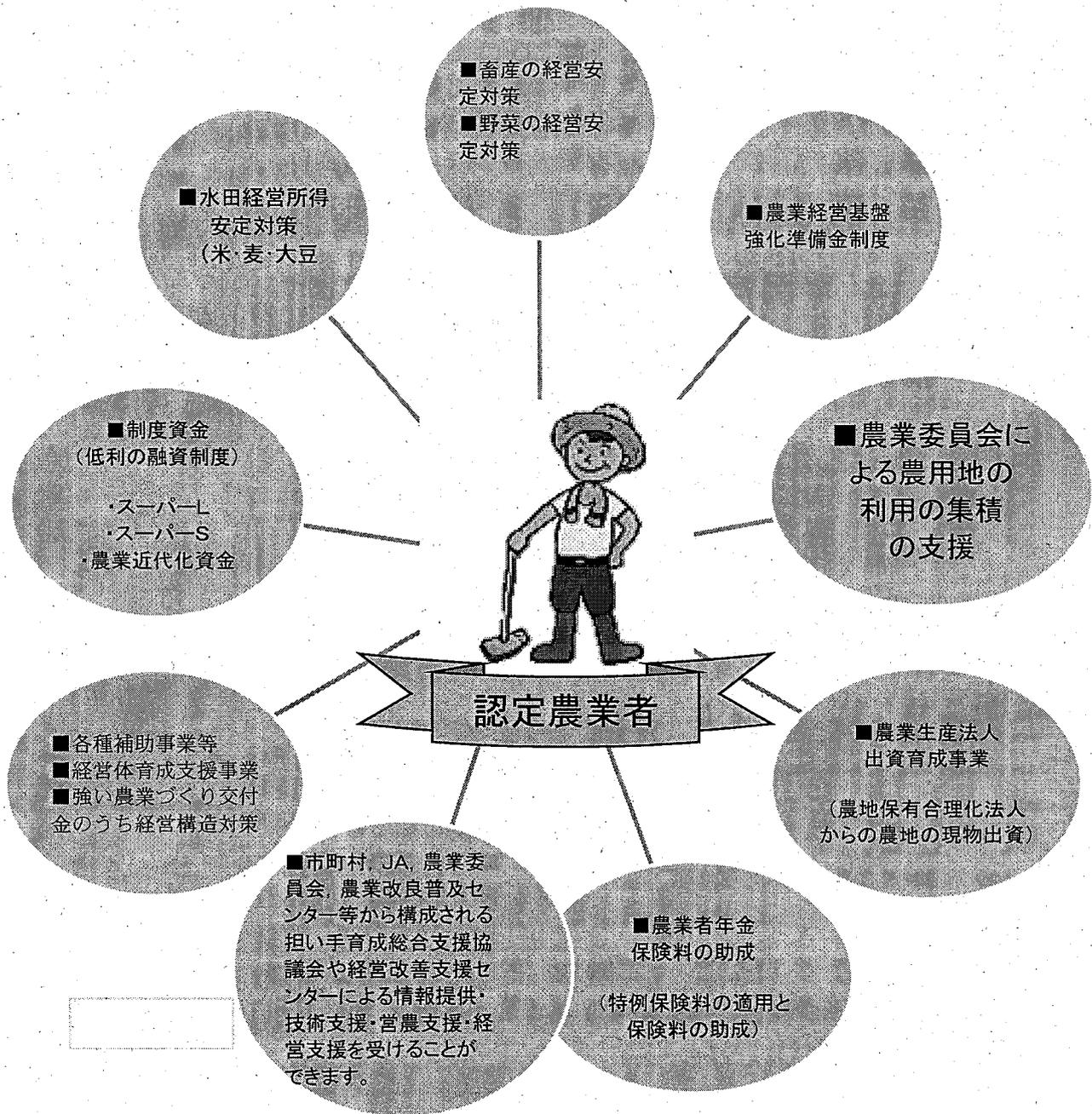


注： 5年間固定資産を取得しなかった場合には、1年目の積立金を6年目に取り崩し、当該取崩額に課税されます。

(農林水産省作成資料から抜粋)

認定農業者への各種支援について

国では、認定農業者の経営発展を後押しするため、所得の安定や規模拡大のための施設・機械の整備や市町村等関係機関による支援施策を準備しています。



担い手育成対策活動の体系図

(H22, 6月末現在)

全国担い手育成総合支援協議会
共同事務局：全国農業会議所, JA全中

指導・支援・提供

宮城県担い手育成総合支援協議会

宮城県担い手育成総合支援協議会（構成機関10団体）事務局及び幹事会
（会員：県、市長会、町村会、宮城県農業会議、JA宮城中央会、全農宮城県本部、農業共済、農業公社、土地連、公庫仙台支店）
事務局：宮城県農業会議
活動内容：予算の管理・執行、担い手育成活動の企画調整・実施進捗管理
その他：下部組織として幹事会の設置

宮城県認定農業者
組織連絡協議会
事務局：宮城県農業会議

広域認定農業者
組織連絡協議会
事務局：地方振興事務所
(地域の実情により設置)

地域担い手育成総合支援協議会（28協議会）

（従来の市町村経営基盤強化促進委員会又は市町農業経営改善センターの改組）
H17設置市町村：角田市、巨理町、岩沼市、名取市、栗原市、登米市、東松島市
H18設置市町村：涌谷町、加美町
H19設置市町村：色麻町、大河原町、美里町、大崎市、仙台市など
H20設置市町村：丸森町 ※全市町村への設置促進。

事務局：市町村等
構成：市町村、農業委員会、JA、土地改良区、農業改良普及センター等
◎交付金の交付を受ける場合（国メニューの選択制・地域提案メニュー）
◎交付金の交付を受けない場合
認定志向農業者・認定農業者に対する支援活動を市町村独自に実施

※地域協議会未設置の場合は、市町村農業経営改善センター
（交付金を受けないで実施する場合や名称をそのまま残す場合）

連携

連携支援

市町村認定農業者
組織連絡協議会
事務局：地方振興事務所
(地域の実情により設置)

経営改善支援

情報提供

経営改善を図ろうとする農業者

相談

経営改善を決意

啓発等

計画作成支援

農業経営改善計画

市町村基本構想に即して認定

認定農業者

計画に基づいて経営改善

経営改善支援

支援措置

- ・ 農業委員会による農用地の利用集積支援
- ・ 税制上の特例（割増償却制度等）
- ・ 日本政策金融公庫（農林漁業金融公庫）からの融資の配置
- ・ 経営管理向上等の研修の実施

市町村長

認定基準

- ①基本構想に照らして適切である
- ②計画の達成が確実である
- ③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である

効率的かつ安定的な農業経営

主たる従業者の年間労働時間が他産業と同等であり、主たる従業者1人当たりの生涯所得がその地域における他産業従業者と遜色ない水準を確保し得る生産性の高い農業経営

(4) 農業経営基盤強化促進事業（法第4条第4項，第4章（第17条～第27条））

基本構想に示した農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体に対する農用地の集積，これら経営体の経営管理の合理化，その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置で，市町村が実施主体です。

事業内容は，以下の事業から構成されています。

- ・利用権設定等促進事業
- ・農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ・農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ・委託を受けて農作業の実施を促進する事業（農作業受委託促進事業）
- ・農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ・その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これら各事業が相互に有機的な関連の下に機能を発揮するよう，市町村は農業委員会，農業協同組合，土地改良区，農業改良普及センター等と協力して，総合的に実施していくことが重要です。

① 利用権設定等促進事業（法第4条第4項）

ア 農用地利用集積計画の作成（法第18条第1項）

本事業は，市町村が定める基本構想に基づいて，市町村，農業委員会，農業協同組合等が協力して，農用地の貸し手（売り手）や借り手（買い手）を掘り起こし，掘り起こされた農用地を認定農業者等に結びつけていくことにより集団的な権利の設定・移転の円滑化を図る，集落・地域ごとの土地利用調整を行うものです。市町村は関係権利者が利用権等の設定・移転等について同意したものを全体としてとりまとめの上，「農用地利用集積計画」を作成し，農業委員会の決定を経て定めることになっており，市町村がこれを公告すれば権利の設定や移転の効果が生ずるというものです。この場合，農地法第3条，4条，5条の許可，第6条の小作地の所有制限及び第19条の賃貸借の法定更新を適用しないことになっており，貸し手，借り手とも市町村の関与によって安心して賃貸借ができます。したがって，この制度により農地の貸し借りをした場合は，約束の期限がくれば離作料を支払うことなく確実に農地を返してもらえることになっています。

（参考1）農地法第3条の許可

農地又は採草放牧地について所有権を移転し，又は地上権，永小作権，質権，使用貸借による権利，賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し，若しくは移転する場合には，政令で定めるところにより，当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。

（参考2）農地法第4条の許可

農地を農地以外のものにする者は，政令で定めるところにより，都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。

（参考3）農地法第5条の許可

農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地以外のものにするため，これらの土地について権利の設定又は移転する場合には，政令で定めるところにより，当事者が都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。

（参考4）農地法第17条の賃貸借の法定更新

農地又は採草放牧地の賃借権について期間の定めがある場合において，その当事者が，その期間の満了の1年前から6月前までの間に，相手方に対して更新をしない旨の通知をしないときは，従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなす。

（参考5）農地法改正に伴う農業経営基盤強化促進法の改正（平成21年6月21日に公布）

(1) 農地利用集積円滑化事業の創設

農地を面的にまとめることにより効率的に利用できるようにするため、市町村、市町村公社、農業協同組合等が、農地の所有者の委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと等を内容とする農地利用集積円滑化事業を創設する。(現行の農地保有合理化のための転貸事業等もこの事業として実施できることとする。)

なお、貸付け等の実施に当たっては、農用地利用集積計画(注)の仕組みを活用する。

(第4条第3項、第6条第2項第5号及び第11条の9から第11条の13まで関係)

(注) 農用地利用集積計画：市町村が、複数の農地の権利移動について一括して定める計画を作成・公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組み。

なお、これにより設定・移転された賃借権等は、法定更新が適用されず、存続期間の満了により農地は確実に返還されることとなる。

(2) 農用地利用集積計画の策定の円滑化

複数の者により共有されている農地について、5年を超えない利用権の設定を内容とする農用地利用集積計画を策定する場合には、共有者全員の同意ではなく共有持分の2分の1を超える同意でよいこととする。

(第18条第3項第3号関係)

(3) 特定農業法人の範囲の拡大

関係者の合意に基づき、担い手がいない地域における農地の引き受け手として位置づけられる特定農業法人の範囲について、農地の貸借の規制の見直しに伴い、農業生産法人以外の法人にも拡大する。

(現行 第23条第4項関係 →農地法第3条第3項) 農地の貸借の規制を見直して、農業生産法人以外の法人等も農地を借りることができるようになります。

(4) その他

農地法において農地の権利移動規制を見直すことに伴い、特定法人貸付事業を廃止する等所要の規定を整備する。

イ 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 (法第18条第3項)

○権利の受け手となり得る者

法令により、耕作又は養畜の事業を行う個人、農業生産法人、受託農業経営事業を行う農業協同組合、農地保有合理化法人、農業者年金基金、共同利用施設設置事業を行う農業協同組合、及び畜産公社等に限られています。

○耕作又は養畜の事業を行う個人、農業生産法人が農用地について、利用権の設定等を受ける場合に備えるべき要件

- 1) 利用権の設定等を受けた後において、農用地の全てについて農業経営を行うこと。
- 2) 利用権の設定等を受けた後について、農業経営に必要な農作業に常時従事すること。
- 3) 利用権の設定等を受けた土地を効率的に利用して、農業経営を行うと認められること。
- 4) その他基本構想で定めた要件

基本構想において要件を定めるに当たっては、次に掲げる事項等を参考にしながら、地域の実情に応じて関係農業者の意向を十分に尊重することが重要です。

I) 受け手が農業によって自立しようとする意欲と能力があるかどうか。

II) 受け手の農業労働力は十分かどうか。

III) 所有権の受け手は、資産的保有を目的とした農用地の取得や農用地の細分化が助長されることのないよう、農用地の集団化のために必要な場合、賃借人の取得の場合、その他特別の事情のある場合を除き「農地移動適正化あっせん事業」の趣旨を勘案して定めた基準に該当すること等とすることが適当です。

注：事業の円滑な推進を図るために、いわゆる「飯米農家」が代替え地を確保したい場合には必要に応じ利用権の設定等を行う範囲内で利用権の設定等を受けることができるよう基本構想に定める

ことも必要です。

表 利用権設定等促進事業の内容

	内 容	
実施地域	原則として市街化区域を除く市町村全域	(法第17条第2項)
対象となる土地	農用地, 混牧林地, 農業用施設用地, 開発して農用地・農業用施設用地にすることが適当な土地	(法第4条第1項)
権利の種類	利用権(賃借権, 使用貸借による権利, 農業経営受委託に係る使用収益権) 所有権	(法第4条第3項)
権利の受け手	耕作又は養畜の事業を行う個人, 農業生産法人, 受託農業経営事業を行う農協, 農地保有合理化法人, 農業者年金基金, 共同利用施設設置事業を行う農協, 畜産公社, 農地利用集積円滑化団体	(法第18条第3項等)

ウ 農用地利用集積計画に基づく利用権の設定・移転又は所有権の移転等の特例・特典

ア) 農地を貸したり, 売ったりする場合(出し手)の特例・特典

○農用地を貸したり, 売ったりする場合, 農地法の許可がありません。(農地法第3条第1項7号)

○農用地を貸しても約束の期限がくれば, 離作料を支払うことなく確実に返してもらえます。(農地法第17条ただし書き)

○農用地を売った場合の所得税は, その譲渡所得から800万円が控除されます。(農用地区域に限る。農業生産法人に現物出資する場合を含む。: 租税特別措置法第34条の3第2項)

なお, 農業経営基盤強化促進法の規定による買入協議に基づき農地保有合理化法人に買い取られる場合には1,500万円(当該譲渡による所得の金額が1,500万円未満の場合はその金額)の特別控除が受けられます。(租税特別措置法第34条の2の25号)

○賃借料の一括前払い

農地保有合理化法人(県農業公社)を通じて農地を5年以上の賃貸借に出した場合に, 賃借料(3~10年)を一括前払いにより公社から受け取ることができます。(法第4条第2項第1号に規定する事業)

イ) 農地を借りたり, 買ったりする場合(受け手)の特例・特典

○農用地を借りても, 買っても農地法の許可がありません。(農地法第3条第1項第4の3号)

○契約した期間は安心して借りることができます。

○農地所有者代理事業により, 農業振興地域内の土地(農業用施設用地を除く。農業生産法人が農地等の現物出資を受けた場合含む。)を取得した場合の所有権の移転登記の場合, 登録免許税が8/1000(一般20/1000)に軽減されます。(租税特別措置法第77条②)

○農地所有者代理事業により, 不動産取得税については, 取得した土地が農用地区域内にある場合, 取得した土地の価格の1/3に相当する額が課税標準額から(農用地区域以外の農業振興地域は1/4)控除されます。(地方税法附則11-22)

○登記の特例(法第21条)

土地の登記は, 当事者の申請に基づき行うのが原則ですが, 農業経営基盤強化促進法では, 市町村という公的機関が定めた農用地利用集積計画の公告によって行われる所有権の移転等については, 公告主体たる市町村が土地の登記の嘱託を行うことができます。ここで行われる登記の内容は, 登記簿上の表示と現況が違う場合に, 登記名義人に代わって土地の表示変更の登記を嘱託する等の代位登記

と所有権移転の本登記の2つがあります。

代位登記と本登記の内容と添付書類は概ね次の図のようになります。

代 位 登 記	登記の目的	添付書類
	土地の表示の登記	①代位原因証書（集積計画抄本と公告の写し）②所有権証明書③住所証明書④土地所在図⑤地積測量図
	土地の表示の変更の登記	①代位原因証書（集積計画抄本と公告の写し）②地積変更（更正）の場合は地積測量図
	登記名義人の表示の変更(更正)の登記	①代位原因証明書（集積計画抄本と公告の写し）②変更（更正）の証明書
	所有権保存の登記	①嘱託書副本②代位原因証書（集積計画抄本と公告の写し）③相続を証する書面④住所証明書
嘱託登記	相続による所有権移転の登記	①嘱託書副本②代位原因証書（集積計画抄本と公告の写し）③相続を証する書面④住所証明書
	登記の目的	添付書類
本 登 記	既登記の所有権の移転の登記	①嘱託書副本②集積計画抄本③公告の写し④承諾書（印鑑証明書添付）⑤住所証明書
	未登記の所有権が移転した場合の所有権保存の登記	上記の①～⑤のほか、表題部に所有権として記載された者の表示が一致しなくなっている場合は⑥変更(更正)証明書を追加する。

ウ) 農振法、農地法の特例等

利用権設定等促進事業の実施によって、農用地区域内の土地について農用地又は農業用施設用地とするための開発行為をするための利用権の設定等が行われた場合において、当該土地を農用地利用集積計画に定める利用目的に供するときは、農振法の規定による開発行為の許可を受けることは不要です。（農振法第15条の15第1項ただし書き）

農業用施設用地への転用を目的とする農用地の売買、貸借を、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画によって設定又は移転する場合、農地法による転用許可はいりません。（農地法第4条第1項3号）

エ) 土地改良事業との関係

土地改良法第3条にいう土地改良事業の参加資格者（以下「3条資格者」という。）は、原則とし

てその農用地を使用及び収益している者とされています。しかし、利用権設定等促進事業の実施によって利用権が設定された農用地についての3条資格者として、所有権と利用者のいずれが適当かは地域の実情によって異なりますが、土地改良事業はかなり長く実施され、その効果は長く続くこととなるのに対して、利用権の存続期間は形式上は短期になるので、一般的には、所有者を3条資格者にすることが、土地改良事業の円滑な実施上、並びに、利用権設定等促進事業の推進上からも実際的で適当だと考えられます。

ただし、所有者が営農を続けていく意欲に乏しく、利用権を設定した農用地の利用が、事実上、長く続けられることが明らかと認められる場合、利用権者の側に土地改良に対する意欲が強く土地改良事業費の負担について所有者との調整がついている場合、あるいは土地改良事業が土地改良施設の維持管理である場合のように、土地の利用状況に変化を生じない場合においては、利用権者が3条資格者となることが実情に即していると考えられます。

したがって、所有者、利用権者いずれかが3条資格者となるのが適当かという点については、所有者を原則としながらも、地域や当事者間の実情により十分に話し合いをしてどちらかに決めることが必要です。(農業経営基盤強化促進法施行通達第7の12)

② 農地保有合理化事業の実施を促進する事業(法第4条第3項第2号)

本事業は、市町村が都道府県農業公社の行う農地保有合理化事業を、当該市町村の区域内の農業者に普及すること等によりその活用を促進する事業であり、PR資料の配付や説明会の開催等を通じて普及啓発を行ったり、都道府県農業公社の行う農地保有合理化事業の業務委託の体制を整備したりするものです。

○農地保有合理化事業(法第4条第2項、法第7条～第11条)の概要

農地保有合理化事業とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化等農地保有の合理化を促進するため、営利を目的としない法人(農地保有合理化法人)が自ら農地を買入れ又は借入れ、一定の期間中間保有した後、一定の基準を満たす担い手農家に再配分する事業です。農地保有合理化法人になることができるのは、都道府県農業公社のみです。

ア 農地売買等事業(法第4条第2項第1号)

規模縮小、離農しようとする農家の農用地等を農業委員会のあっせん、市町村等の申し出等によって、農用地等を買入れ、又は借受けて、一定の要件を満たす担い手農家等に売渡し、交換し、又は貸付ける事業です。その際、一定期間貸付けた後に売渡し方式を採用する等、規模拡大農家の負担を軽減するための措置が講じられています。

(参考) 農地保有合理化法人による買入協議制度

農地の流動化を加速的に推進するため、平成7年2月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により買入協議制度が創設されました。この制度により農用地を売渡した者は、譲渡所得について1,500万円の特別控除を受けられます。

農用地の所有者から農業委員会に農用地の売渡しの申し出があった場合に、農業委員会が認定農業者への利用集積を図るため、農地保有合理化法人の買入れが特に必要と認めた場合は、市町村長へ買入協議の要請を行います。要請を受けた市町村長は、基本構想の達成に資する見地からみて農地保有合理化法人による買入れが必要と認めた場合は、売渡しの申し出があった日から3週間以内に所有者及び農地保有合理化法人に買入協議を行うよう通知することとなります。これにより、所有者と農地保有合理化法人とが買入協議を行い、協議が成立した場合は農地保有合理化法人は農用地を買入れることとなります。

なお、買入協議期間中は、所有者に3週間の譲渡制限が課せられます。

イ 農地売渡信託等事業（法第4条第2項第2号）

農地価格の下落地域等において農地売買等事業を補完し、離農農家、規模縮小農家が保有する優良農地を担い手に再配分するため、農用地の売渡信託を引き受け、併せて信託の委託者に対し当該農用地等の評価額の7割以内の無利子資金を貸付け、農用地等が売れたときにその売却収入より精算する事業です。

ウ 農地貸付信託事業（法第4条第2項第2の2号）

農地保有合理化法人が、土地持ち非農家や不在村農地所有者から所有農用地等の貸付による信託の引受けを行い、当該農用地等を認定農業者等の担い手へ賃貸借による利用集積を促進する事業です。

エ 農業生産法人出資育成事業（法第4条第2項第3号）

農業生産法人の自己資本の充実と経営規模拡大の支援によりその経営体質の強化を図るため、農地保有合理化法人が一定の要件に該当する農業生産法人に、次のいずれかの出資を行い、当出資により付与された持分等をその構成員に分割譲渡するものです。

- ①農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資
- ②農地売買等事業、農地売渡信託等事業、農地貸付信託事業により売渡し、交換し、貸付けた農用地等又は①の事業に係る農用地等を利用して当該農業生産法人が行う農業経営の改善に必要な資金の出資

オ 研修等事業（法第4条第2項第4号）

農地保有合理化法人が中間保有している農用地等を利用して、農業経営を担うべき者を育成するため、新規就農者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実施研修等を行う事業です。

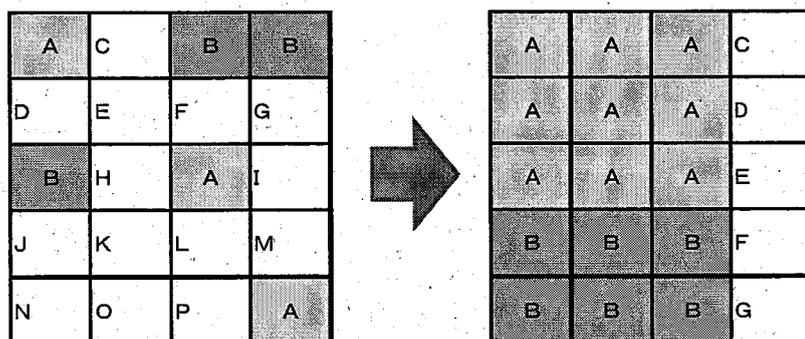
③ ④ 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事業（法第4条第4項第3号）

市町村は、市町村の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の主旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動を行います。また、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会は農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力を行います。

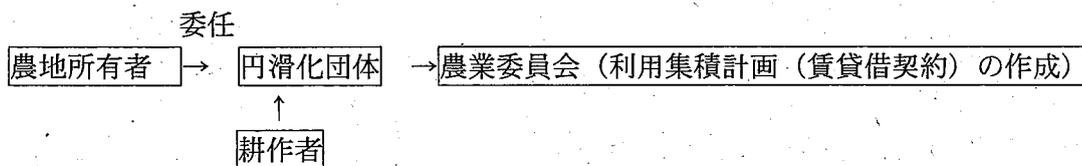
○農地利用集積円滑化事業の創設（法第4条第3項）

・担い手に農地を面的集積するために、集落で合意形成した土地利用調整案をもとに農地の所有者から農地の貸し付けの委任を受けて、所有者に代理して貸し付けを行う仕組みとなる農地利用集積円滑化事業があらたに位置づけられました。

【土地利用調整のイメージ】



【農地利用集積円滑化事業の仕組み】



【市町村段階で農地利用集積円滑化団体となる実施主体】

市町村，農業協同組合，市町村農業公社，地域担い手育成総合支援協議会，土地改良区等

○農地利用集積円滑化事業（法第4条第3項，第6条2項5号，第11条9項，13条，17条）の概要

第1 農地利用集積円滑化事業の創設

1 農地利用集積円滑化事業の趣旨

経営する農地が分散している状態にある中で、転用期待等により農地価格が農業生産による収入に見合う水準を上回る傾向にある等効率的な利用に必要な集積が困難な状況にあり、農地の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、市町村の承認を受けた者が、農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと等を内容とする農地利用集積円滑化事業が創設されました（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 農地利用集積円滑化事業の実施

(1) 農地利用集積円滑化事業の内容

ア 農地所有者代理事業（法第4条第3項第1号イ）

農地所有者代理事業とは、次に掲げる事業です。

(ア) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の面的にまとまった形での利用集積（以下「面的集積」という。）の円滑な促進を図るため、農地利用集積円滑化団体（法第11条の9第1項の承認を受けた者又は法第11条の11第1項の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めた市町村をいう。以下同じ。）が行う農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託（以下「貸付け等」という。）を行う事業

(イ) 農地利用集積円滑化団体が、委任に係る農用地等についてその所有者自らが耕作又は管理を行うことが困難な場合に、貸付け等が行われるまでの間当該農用地等を良好な状態に保つために除草、畦畔の維持等の管理を行う事業

イ 農地売買等事業（法第4条第3項第1号ロ）

農地売買等事業とは、農地利用集積円滑化団体が農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業をいう。

ウ 研修等事業（法第4条第3項第1号ハ）

研修等事業とは、農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業をいう。

(2) 実施主体

ア 農地所有者代理事業、農地売買等事業及び研修等事業の実施主体は、売買、賃貸借等を通じて自ら農用地の権利主体となること等から、市町村、農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人であって次に掲げる要件を満たす者とされました（法第4条第3項第1号）。

(ア) 市町村が社員となっている一般社団法人でその有する議決権（その社員のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の有する議決権を含む。）の数が議決権の総数の過半を占めるもの又は市町村が基本財産の拠出者となっている一般財団法人

でその拠出した基本財産（その基本財産の拠出者のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の拠出した基本財産を含む。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものであること（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号。以下「規則」という。）第 1 条の 2 第 1 号）。

(イ) その法人が主として農地利用集積円滑化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること（規則第 1 条の 2 第 2 号）。

イ 農地所有者代理事業のみを行う場合の実施主体は、自ら農用地の権利主体となる必要がないことから、全国の市町村で幅広く農地所有者代理事業に取り組めるよう、アに掲げる者及びそれ以外の営利を目的としない法人又は法人格を有しない団体であって次に掲げる要件を満たす者とされました（法第 4 条第 3 項第 2 号）。

(ア) 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること（規則第 1 条の 3 第 1 号）。

(イ) その法人又は団体が主として農地利用集積円滑化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること（規則第 1 条の 3 第 2 号）。

(3) 事業実施地域

農地利用集積円滑化事業は、基本として、市街化区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の市街化区域と定められた区域で同法第 23 条第 1 項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））を除いた市町村の全域を対象として行われるものです。

なお、市町村の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等がある場合は、そのような地域を除いて、例えば、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定による農業振興地域をいう。）を事業実施地域とすることも可能です。

(4) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

農地利用集積円滑化事業規程の承認は市町村が行いますが、承認に当たっては、農地利用集積円滑化事業を行おうとする者の人的構成、財政基盤等の状況を踏まえ、法令の基準に照らして判断することとなります。

(ア) 農地利用集積円滑化事業規程の承認を申請する際の提出書類

農地利用集積円滑化事業規程の承認申請は、次に掲げる書面を提出して行わなければならないこととされた（法第 11 条の 9 第 1 項、規則第 12 条の 10）。

a 農地利用集積円滑化事業規程

b 法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人にあっては、定款

c 法第 4 条第 3 項第 2 号に掲げる者にあっては、定款又は規約

(イ) 農地利用集積円滑化事業規程の承認基準

農地利用集積円滑化事業規程の承認は、次に掲げる基準をすべて満たす場合に行うこととされた（法第 11 条の 9 第 3 項）。

a 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、市町村基本構想に適合するものであること（法第 11 条の 9 第 3 項第 1 号）。

b 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと（法第 11 条の 9 第 3 項第 2 号）。

c 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、法第 12 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること（法第 11 条の 9 第 3 項第 3 号）。

- d 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有しているものであること（規則第12条の12第1号）。
- e 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されているものであること（規則第12条の12第2号）。
- f 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有しているものであること（規則第12条の12第3号）。
- g dからfまでに掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。（規則第12条の12第4号）
- h 農地利用集積円滑化事業を行おうとする者が、農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との適切な連携が図られると認められるものであること（規則第12条の12第5号）。
- i 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること（規則第12条の12第6号）。
- j 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること（規則第12条の12第7号）。

(ウ) 農業委員会の決定

市町村は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について承認をしようとする場合には、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならないこととされた（法第11条の9第4項）。

(イ) 農地利用集積円滑化事業規程の承認の公告

市町村は、農地利用集積円滑化事業規程の承認を行った場合は、遅延なく、その旨及び当該承認に係る事業の種類を、市町村の公報に記載することその他所定の手段により公告を行わなければならないこととされました（市町村が農地利用集積円滑化事業規程を定めた場合を含む。）（法第11条の9第5項、規則第12条の13）。

また、承認の申請を行った農地利用集積円滑化団体に対して次に掲げる事項を記載した承認書を交付することが望ましい。

- a 農地利用集積円滑化事業を行う者の名称及び住所
- b 農地利用集積円滑化事業の実施地域
- c 農地利用集積円滑化事業の種類
- d その他必要な事項

(オ) 農地利用集積円滑化事業規程の変更等

農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認については法第11条の9第3項から第5項までの規定を準用することとされ、廃止の承認については同条第4項及び第5項の規定を準用することとされました（法第12条の10第2項）。

エ 農地利用集積円滑化団体からの報告徴収等

市町村は、農地利用集積円滑化事業について随時その実態の把握に努める必要があり、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関して報告を求め、業務運営の改善を命じ、農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消すことができることとされました

(法第 11 条の 13 の規定により準用される法第 9 条から第 11 条)。

なお、農地利用集積円滑化団体が市町村である場合、これらの規定は適用されない。

農地利用集積円滑化団体の報告徴収等に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(7) 法第 11 条の 13 の規定により法第 9 条が準用されるが、その場合の「農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」とは、例えば、次に掲げる場合又は次に掲げる場合に該当するおそれがある場合であること。

a 農地利用集積円滑化団体としての事業活動が停滞している場合

b 事業年度を通じて事業の実績が極めて少ない場合

c 正当な理由なく農用地等の所有者からの委任の申込みに応じない場合、農用地の買入価格又は売渡価格が不当に高い場合、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が希望するにもかかわらず貸付け等に応じない場合等農地利用集積円滑化事業規程に則して事業を実施していないと認められる場合

d その他農地利用集積円滑化事業の実施を通じて農業経営基盤の強化を図っていくことができないと認められる場合

(i) 法第 11 条の 13 の規定により法第 10 条が準用されるが、その場合の「農地利用集積円滑化事業の適正な運営に関し改善が必要であると認めるとき」とは、例えば、農地利用集積円滑化団体から報告徴収した内容から、(7) の a から d に掲げる場合に該当すると認められる場合であること。

(ii) 農地利用集積円滑化事業規程の承認の取消し

市町村が、農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消すことができるのは、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合とされた(法第 11 条の 13 の規定により準用される法第 11 条第 1 項)。

a 農地利用集積円滑化団体が法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人等でなくなったとき。

b 農地利用集積円滑化団体が法第 11 条の 13 の規定により準用される法第 9 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

c 農地利用集積円滑化団体が法第 11 条の 13 の規定により準用される法第 10 条の規定による命令に違反したとき。

また、市町村は、農地利用集積円滑化事業規定の承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならないこととされた(法第 11 条の 13 の規定により準用される法第 11 条第 2 項)。

オ その他農地利用集積円滑化事業の実施に関する事項

農地利用集積円滑化事業の実施に関しては、次の事項に留意する。

(7) 農地利用集積円滑化団体は、その位置付けられている市町村基本構想に基づき、その事業実施地域に係る農業振興地域整備計画の内容に則して適正かつ円滑に農地利用集積円滑化事業を行うこと。

(i) 農地利用集積円滑化団体は、関係機関及び関係団体との連携を図ること。

(ii) 市町村は、農地利用集積円滑化事業の実施状況を把握するため、毎年度、前年度の事業実績及び当該年度の事業実施計画について農地利用集積円滑化団体から報告を受けること。

※ 農地利用集積円滑化団体による買入れ協議

農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出等があった場合の農用地の利用関係の調整の相手方及び買入れ協議の相手方に、これまでの農地保有合理化法人に加え、同様の機能を有する農地利用集積円滑化団体を含めることとされました(法第 13 条、法第 13 条の 2)。

この場合の農地利用集積円滑化団体は、農地売買等事業を実施する者に限られることに留意する。

④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業（法第4条第4項第4号）

この事業は、市町村が農業者等の組織する団体が行う農用地利用改善事業の実施を促進する事業で、農地が小規模に分散し所有されている中での個別利用というわが国の農地事情において、集落機能の活用等を通じて関係権利者の合意の下に作付地の集団化等の土地利用調整、能率的な機械施設の利用による農作業の効率化を進めていく必要があります。これを推進するに当たって、地域の農用地の有効利用方策についての合意形成を市町村や農業委員会、農業協同組合などが協力して推進していくことが重要であり、これを制度化して、普及推進・実行を図ろうとするものです。

○農用地利用改善事業（法第23条）の概要

農用地利用改善事業とは、農用地に関し権利を有する者の組織する団体が実施主体となって、事業の準則となる農用地利用規程を定め、これに従い、農用地の効率的かつ総合的な利用を図ることを目的として作付地の集団化、農作業の効率化、認定農業者への利用権設定等を話し合いを通じて進める事業です。

ア 農用地利用改善団体

集落や大字等の地縁的なまとまりのある区域内の農用地について、所有・利用等の権利を有する者が組織する団体で、作付地の集団化や農作業の効率化、さらにはそのために必要な認定農業者への利用権設定等の促進等を行う農用地利用改善事業を実施するための集落組織です。団体の結成要件として、以下の要件を満たしていることが必要です。

①集落・大字等が市町村の基本構想に定める農用地利用改善事業の実施区域の基準に適合している地区であること。

②地区内の地権者（農用地に関する権利者）の2/3以上が構成員になっていること。

③一定の基準に従った定款又は規約を有していること。

この取り組みのベースとなる取り決めは、農用地利用改善団体が農用地利用規程を定め、市町村の認定を受けます。

イ 農用地利用規程

農用地利用規程に定められる事項は、以下のとおりです。

①農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための基本的な方針

②農用地利用改善事業の実施区域

③作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善

④認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化

⑤認定農業者に対する農用地の利用集積目標、その他農用地の利用改善

ウ 特定農業法人・特定農業団体

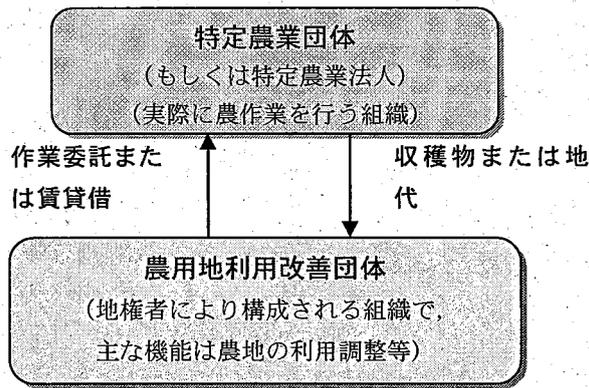
特に担い手の不足が見込まれる地域で、農用地の利用について責任を持って引き受ける農業生産法人並びに集落営農組織を育成する制度として、特定農業法人制度（平成5年創設）並びに特定農業団体制度（平成15年創設）があります。

特定農業法人は、農用地利用規程の中で、将来、区域内農用地の過半を利用集積する法人として位置づけられた農業生産法人です。

特定農業団体は、将来、区域内農用地の2/3以上について農作業を受託し、5年以内に農業生産法人となることが確実と見込まれるものとして位置づけられた団体です。

なお、この場合に策定される農用地利用規程を特定農用地利用規程と言います。

【図 農用地利用改善団体及び特定農業団体・特定農業法人のイメージ】



	賃貸借	作業受託
特定農業団体	不可	可
特定農業法人	可	可

注) 各種契約は特定農業団体もしくは特定農業法人と個人の間で締結されることになる。

エ 農用地利用改善事業の実施のメリット

- この事業を進める中で、農用地の貸し借り等の話がまとまれば、市町村に農用地利用集積計画を作成できるよう申し出ることができます。(法第 18 条第 5 項)
- 結成された農用地利用改善団体の構成員は、農用地を全て貸してしまっても農業協同組合の正組合員資格を失いません。(法第 32 条第 1 項, 農業経営基盤強化促進法施行通達第 9 の 9)
- この事業の実施団体に農事組合法人(1号法人) がある場合には、土地改良事業も実施できます。(法第 33 条第 2 項)

⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業：農作業受委託促進事業

(法第 4 条第 4 項第 5 号, 法第 27 条)

農業者の労働力、機械装備等の事情に応じ、農用地の権利移動に至らない段階においても、できる限りその所有と利用の有効な結合が図られるよう、農作業の受委託を組織的に促進しようとするものです。農作業の受委託は、農業機械銀行方式による仲介あっせん型、農協受託・生産組織受託等の一括受託型、個別農業者による個別相対型及び生産組織内部の機能分化による組織内受託型など、地域の実情に応じさまざまな形で行われています。

したがって、農作業受託促進事業も、このような地域の実情に応じて、それぞれ異なったものとなるわけですが、次のような点を重点に推進することが適当とされています。

- ・効率的に農作業を実施する受託組織や受託農業者群を育成し活用する。
- ・作業受託希望農業者と受託組織や受託農家群との間の円滑な橋渡しを行うため、農業協同組合等が中心となって農作業受委託の仲介あっせんを促進する。
- ・農作業の受委託への農業者の十分な理解と積極的な対応を促進するためあらゆる機会を捉えて啓発普及を図る。

なお、農業協同組合はこれらの促進に努めることとされています。

⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

(法第 4 条第 4 項第 5 号)

地域の実情の応じ市町村が行う青年農業者の育成を助長する事業、農村女性が能力を十分発揮していくための条件整備等を促進する事業などです。

⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 (法第 4 条第 4 項第 5 号)

地域の実情に応じ市町村が農業経営の改善を図るために必要であると認めて基本構想に定める事業で、例えば、生産組織の育成を助長する事業、地力の維持培養及び堆きゅう肥・副産物の有効利用を促進する事業、農産物の集出荷の合理化その他農産物の流通の改善を促進する事業などです。

(5) 遊休農地に関する措置（旧法第 27 条～第 27 条の 12、第 39 条、第 40 条）：廃止

遊休農地対策は農地法 30 条第 3 項、同法第 32 条及び 43 に規定されました。

(6) 特定法人貸付事業（旧法第 4 条第 4 項、第 27 条の 13）：廃止

農地法改正により特定法人貸付事業は廃止になりました。平成 21 年 12 月の改正農地法の施行により農地法第 3 条第 3 項に「農業生産法人以外の法人も農地を借りることができるよう」位置づけられました。

これまで平成 14 年に制定された構造改革特別区域法で農地法の特例が設けられ、特区内で農業生産法人以外の法人に耕作目的での農地の使用収益権の取得が認められました。

この構造改革特別区域法の全国展開として、平成 17 年 9 月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、遊休農地が相当程度存在する区域において市町村等が農業生産法人以外の法人に農用地を貸し付ける特定法人貸付事業を創設し、遊休農地の利用の増進を図ることとなりましたが、改正農地法の施行により、特定法人貸付事業は廃止になり、農業生産法人以外の法人も農地法 3 条または基盤強化法により農地を借りることができるようになりました。

■一般企業等の農業参入状況

平成 18 年 9 月現在 173 件（うち宮城県 4 件）（農林水産省及び宮城県調べ）

■市町村基本構想に特定法人貸付事業の規定している市町村数（宮城県）

14 市町村（基本構想を策定している市町村数は 34）

◎特定法人貸付事業とは

（特定農業法人貸付事業）平成 21 年度以降は農地法の位置づけとなります。）

平成 17 年 9 月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により創設された制度で、構造改革特区制度の全国展開として、遊休農地等が相当程度存在する区域において、市町村又は農地保有合理化法人が農業生産法人以外の法人に農用地を貸し付ける事業でした。

これにより農業生産法人以外の法人が、市町村等から農地を借り入れて農業経営を行うことができました。現在は農地法改正により、農業生産法人以外の法人も農地を借りることができるようになりました。